

学 則

麻生医療福祉&保育専門学校

麻生医療福祉 & 保育専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法および学校教育法に従い、地域社会の発展に寄与し、国際社会に役立つ人材を養成することを目的とする。

校訓： 無私

(名 称)

第 2 条 本校は、麻生医療福祉&保育専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 1 2 番 2 9 号に置く。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、5年に1度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程および学科、修業年限、定員ならびに休日、休暇

(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)

第 5 条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は別表 1 のとおりとする。

2 本校の別科は次のとおりとする。

科 名	修業期間	総定員	備考
社会福祉士養成通信課程	1年6ヶ月	200人	通信
精神保健福祉士短期養成通信課程	9ヶ月	100人	通信

3 本校の別科の入学金および授業料等は別に定める。

(在学期間)

第 6 条 在学期間は、在籍する学科の修業年限の 2 倍を限度とする。

(学年、学期の始終期)

第 7 条 本校の学年は、4月 1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

- 2 本校の学期は次のとおりとする。
前 期 4月 1日から 8月31日まで
後 期 9月 1日から 3月31日まで
- 3 校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。

(休 業 日)

- 第 8 条 学校の休業日は次のとおりとする。
ただし、第 3 号から第 5 号の休業期間の始期及び終期は、年度により学年暦に定める。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏期休業
 - (4) 冬期休業
 - (5) 春期休業
- 2 上記、休業日は校長の判断により変更することができる。

第 3 章 組織および会議

(教 職 員)

- 第 9 条 本校に次の教職員を置く。
- | | |
|------|---------------------------|
| 校 長 | 1 名 |
| 教 員 | 基幹教員 3 2 名以上
非基幹教員 必要数 |
| 事務職員 | 相当数 |
| 校 医 | 1 名 |
- 2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

(会 議)

- 第 1 0 条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。
- 一、教務会議
 - 二、カリキュラム会議
 - 三、進級・卒業判定会議
 - 四、入試選考会議

第 4 章 教育課程

(教育課程および履修方法)

- 第 1 1 条 本校の教育課程および授業時間数は、別表 2 のとおりとする。
- 2 本校の学科については、単位制とする。履修に関する事項は、履修規程に別に

定める。

- 3 履修方法は、講義、演習、実習、実技のいずれかにより行うものとする。

(授業時間)

- 第 12 条 本校の始業および終業の時刻は、9時30分から17時まで（昼間）とする。

(成績評価)

- 第 13 条 授業科目の成績評価は、成績評価に関する規程及び定期試験規程に基づき、総合的に勘案して行う。ただし、授業科目によっては、その他の方法によって評価することができる。

- 2 出席時間が所定時間の3分の2（ただし、介護福祉科の介護実習については100%）に満たない者は科目の評価を受ける資格を失う。

(課程修了の認定)

- 第 14 条 課程修了の認定は履修規程に定める卒業要件に基づき、校長が行う。

第 5 章 入学、転科、編入学、休学、復学、退学、除籍および、卒業

(入学資格)

- 第 15 条 本校入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第183条に該当する者。
- (2) 介護福祉科、こども保育科については、第1項及び学校教育法第90条の規定に該当する者。
- (3) 国際介護福祉科については、別途定める。

(入学時期)

- 第 16 条 入学の時期は 4月とする。

(入学志願手続)

- 第 17 条 本校に入学を志望する者は別に定める所定の書類に入学選考料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

- 第 18 条 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続きおよび入学許可)

- 第 19 条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

（ 転 科 ）

- 第 20 条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
- 2 転科に必要な事項は別に定める。

（編 入 学）

- 第 21 条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能であり、かつ欠員のある場合に限り選考の上これを許可することがある。
- 2 編入学に必要な事項は別に定める。

（転 入 学）

- 第 22 条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。
- 2 転入学に必要な事項は別に定める。

（再 入 学）

- 第 23 条 退学もしくは除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上これを許可することがある。
- 2 再入学に必要な事項は別に定める。

（ 休 学 ）

- 第 24 条 病気や留学、またはその他の理由により引き続き30日以上修学することができない者は、休学願（病気の場合は診断書添付）を提出し、校長の許可を受け休学することができる。
- 2 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。手続きに関する事項は別に定める。
 - 3 休学に必要な事項は別に定める。

（ 復 学 ）

- 第 25 条 休学期間満了の場合、または休学の期間中にその理由がなくなった場合は校長に願い出て、その許可を得て、復学することができる。
- 2 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。

- 3 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。
- 4 復学に必要な事項は別に定める。

(退 学)

- 第 26 条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 退学に必要な事項は別に定める。

(除 籍)

- 第 27 条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
- (1) 死亡した者。
 - (2) 行方不明の届出のあった者。
 - (3) 授業料等の校納金および教科書・教材費等の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
 - (4) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
 - (5) 休学期間を超えてなお復学しない者。
 - (6) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。
 - (7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
 - (8) 退学処分を受けた者。
- 2 除籍に必要な事項は別に定める。

(復 籍)

- 第 28 条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 復籍に必要な事項は別に定める。

(卒 業)

- 第 29 条 本校指定の修業年限以上在学し、第14条の課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第 30 条 下記の課程・学科を修了した者は学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

課程名	学科名
介護福祉専門課程	介護福祉科
商業実務専門課程	医療秘書・事務科

商業実務専門課程	A I & 診療情報管理士科
福祉・教育専門課程	こども保育科
福祉・教育専門課程	社会福祉学科

第 6 章 外国人学生

(外国人学生)

- 第 31 条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、特別の選考を経て入学を許可することがある。
- 2 外国人の入学資格、入学志願手続、その他必要な事項は別に定める。
 - 3 外国人とは、日本以外の国籍を有する者をいう。ただし、下記の者を除く。
 - (1) 日本の法律に基づく法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者。
 - (2) 日本において高等学校、これに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者。

第 7 章 賞 罰

(表 彰)

- 第 32 条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰する事がある。
- 2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲 戒)

- 第 33 条 校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生として本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対し懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学の3種類とする。
 - 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
 - (3) 人権を侵害する行為
 - (4) ハラスメント行為
 - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
 - 4 懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない。
 - 5 その他必要な事項は別途定める。

第 8 章 入学金、授業料およびその他

(納付金)

第 34 条 本校の入学金、授業料等の校納金は、別表 3 のとおりとする。

2 既に納付した授業料、入学選考料、入学金、施設・設備費、教育充実費、実習費は返還しない。

ただし、特別な事由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

(連帯保証人)

第 35 条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

(連帯保証人の変更)

第 36 条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学および停学の場合の納付金)

第 37 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の納付金)

第 38 条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(復学の場合の納付金)

第 39 条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。

2 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。

3 学期の中途において復学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(寄宿舎)

第 40 条 寄宿舎に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第 41 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。また、校長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を実施することがある。

- 2 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

第 9 章 科目等履修生および聴講生

(科目等履修生)

第 4 2 条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修および聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生および聴講生として当該科目の履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

第 1 0 章 雑則

(保護者等)

第 4 3 条 第 1 9 条第 3 項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 1 0 年 5 月 1 日から施行する。

(別科ホームヘルパー養成科の設置)

附 則

この学則は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

(医療ビジネス科、福祉サービス科、社会福祉科の設置)

附 則

この学則は平成 1 1 年 3 月 1 日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設)

附 則

この学則は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(医療秘書科、医療マネジメント科の廃止)

(ソーシャルワーカー科、精神保健福祉科の設置)

(介護福祉士資格取得科の設置)

附 則

この学則は平成 1 2 年 3 月 1 日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設)

附 則

この学則は平成 1 3 年 3 月 8 日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。
(別科社会福祉士養成通信課程の設置)

附 則

この学則は平成14年2月27日から施行する。
(専門士の称号を授与する条文の新設)

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。
(医療ビジネス科、福祉保育科の定員変更)

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。
(医療福祉科の設置)

附 則

この学則は平成16年2月17日から施行する。
(専門士の称号を授与する条文の新設)

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。
(福祉サービス科の廃止)

(医療秘書科、医療情報科の設置)

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。
(医療ビジネス科の廃止)

(診療情報管理士の新設)

(第16条除籍に「③授業料その他の納付金を納付期限日の翌日から起算して5ヶ月以上滞納した者。」の条文を追加)

(専門士の称号の授与(医療福祉科)の追加については、平成17年1月26日に施行する。)

(専門士の称号の授与(福祉サービス科)の削除については、平成17年1月26日に施行する。)

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。
(医療総合科、福祉サポート科の設置)

(福祉保育科を保育科に学科名を変更)

(納付金の変更)

(教育課程および授業時間数の変更)

(専門士の称号の授与(医療情報科、医療秘書科)の追加については、平成19年2月22日に施行する。)

(専門士の称号の授与(医療ビジネス科)の削除については、平成19年2月22日に施行する。)

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

(心理カウンセラー科の設置)

(保育科をこども未来学科に学科名を変更)

(医療秘書科の入学定員を80名から120名に変更)

(医療総合科の入学定員を200名から40名に変更)

(医療秘書科、医療総合科カリキュラム変更)

(医療福祉科、医療情報科、福祉サポート科の廃止)

(納付金の変更)

(ソーシャルワーカーのカリキュラム変更)

(診療情報管理士のカリキュラム変更)

(社会福祉科のカリキュラム変更)

(精神保健福祉科のカリキュラム変更)

(専門士の称号の授与(保育科)の

学科名称変更については、平成20年2月26日に施行する。)

附 則

この学則は平成21年2月27日から施行する。

(平成21年2月27日文部科学省告示第21号(官報号外第38号)により第19条に専門士の称号の授与(商業実務専門課程 医療総合科、商業実務専門課程診療情報管理士科)の条文を追加する。

(平成21年2月27日文部科学省告示第22号(官報号外第38号)により第19条に専門士の称号の授与(福祉・教育専門課程 こども未来学科)の条文を変更する。

(平成21年2月27日文部科学省告示第23号(官報号外第38号)により第19条から専門士の称号の授与(商業実務専門課程 医療情報科、商業実務専門課程 医療福祉科)の条文を削除する

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(医療総合科の廃止)

(精神保健福祉科の廃止)

(メディカルコンシェルジュ科の新設)

(精神保健福祉士養成通信課程(一般課程・短期課程)の新設)

(社会福祉科、介護福祉科、介護SW科のカリキュラム変更)

(納付金の変更)

(第16条除籍に「③授業料その他の納付金を納付期限日の翌日から起算して4ヶ月以上滞納した者。」の条文を変更)

(介護SW科のカリキュラム変更)

附 則

この学則は平成22年2月26日から施行する。

(平成22年2月26日文部科学省告示第32号(官報号外第38号)に

より第19条から専門士の称号の授与（商業実務専門課程 医療総合科）の条文を削除する。）

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

（医療情報科の新設）

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

（メディカルコンシェルジュ科の廃止）

（医療情報科、こども未来学科の入学定員変更）

専門士の変更については平成22年11月29日から適用する。

（平成22年11月29日文科科学省告示第152号（官報号外第249号）により、第19条の専門士の称号の授与（商業実務専門課程 メディカルコンシェルジュ科、福祉・教育専門課程 心理カウンセラー科）の条文を変更（追加）する。）

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

（心理カウンセラー科の入学定員変更）

（心理カウンセラー科のカリキュラム変更）

専門士の変更については平成23年12月22日から適用する。

（平成23年12月22日文科科学省告示第166号（官報号外第279号）により、第19条の専門士の称号の授与（商業実務専門課程 医療情報科）の条文を変更（追加）する。）

（平成23年12月22日文科科学省告示第168号（官報号外第279号）により、第19条に専門士の称号の授与（商業実務専門課程 メディカルコンシェルジュ科）の条文を変更（削除）する。）

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

（精神保健福祉士養成通信課程の一般課程廃止、および短期課程の修業期間、総定員変更）

（ソーシャルワーカー科のカリキュラム変更）

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

（カリキュラム・教科名の変更）

（こども未来学科、社会福祉科、心理カウンセラー科）

附 則

この学則は平成25年8月21日から施行する。

（ホームヘルパー養成科廃止）

（介護福祉士養成通信課程、介護職員初任者研修、介護福祉士国家試験対

策の新設)

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

(第5条学期の始終期「前期8月31日まで」「後期9月1日から」に条文変更)

(第5条学期の始終期に「3、校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。」の条文を追加)

(第6条休業日に「ただし、第3号から第5号の休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める」の条文追加)

(第7条に「2、授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、別途定める規則に基づいて行う。」の条文を追加)

(第9条(成績評価)の条文を追加)

(第10条(課程修了の認定)の条文を追加)

(第12条入学資格に「(2)介護福祉科、ソーシャルワーカー科については、学校教育法第90条の規定に該当する者。」の条文を追加)

(第13条入学時期の条文変更)

(第14条(入学志願手続)の条文を追加)

(第15条(入学者の選抜)の条文を追加)

(第16条(入学手続きおよび入学許可)の条文を追加)

(第17条(保証人)の条文を追加)

(第18条(保証人の変更)の条文を追加)

(第19条転科を「本校における転科は学期始め(4月・9月)までに所定の手続きを終了し、許可を得なければならない。」に条文変更)

(第24条停学に「謹慎」の項目を追加)

(第25条卒業を「本校指定の修業年限以上在学し、第10条の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。」に条文変更)

(第28条懲戒に「訓戒、謹慎」の項目を追加)

(第31条健康診断の条文変更)

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

(事業所内保育施設の設置)

(第9条(成績評価)の条文を変更)

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

(第9条成績評価を「2、出席時間が所定の3分の2(ただし、介護福祉科およびソーシャルワーカー科の介護実習については100%)に満たない者は科目の評価を受ける資格を失う。」に条文変更)

(第21条休学第1項を「校長の許可を受けて復学する。」に条文変更。

および第2項、第3項、第4項の条文を追加)

(第23条除籍に「④第21条第2項に定める休学期間を超えてなお修学で

きない者。」の条文を追加)

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

(心理カウンセラー科の学科名を福祉心理学科に変更)

ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の規程を適用する。

(別表3「入学金」の変更)

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。

(第4条(自己点検・評価)の条文を追加)

(第6条(在学期間)の条文を追加)

(第10条(会議)の条文を追加)

(第15条(入学資格)の条文に「高等学校に準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者」を追加)

(第22条(転科)の条文を「他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。」に変更)

(第24条(転入学)の条文を追加)

(第25条(休学)の条文に休学期間に関する項目を追加)

(第26条(復学)の条文を追加)

(第27条(退学)の条文を「退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。」に変更)

(第28条(除籍)の条文を「(3)授業料その他の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。」に変更)

(第28条(除籍)の条文に「(5)第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。」を追加)

(第29条(復籍)の条文を追加)

(第33条(懲戒)の条文を変更)

(第35条(退学および停学の場合の納付金)の条文を追加)

(第36条(休学の場合の納付金)の条文を追加)

(第37条(復学の場合の納付金)の条文を追加)

(第40条(科目等聴講生)の条文を追加)

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生に対しては、従前の学則を適用する。

(第25条(休学)の条文に「休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。」を追加)

(第28条(除籍)の条文の「第25条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。」を削除)

(第28条(除籍)の条文に「正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。」

「所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。」を追加)

(第33条(懲戒)の条文に「懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない。」を追加)

(診療情報管理士科、こども未来学科、社会福祉科、福祉心理学科、のカリキュラム変更)

ただし、診療情報管理士科、こども未来学科、社会福祉科に関しては、平成28年度入学生に対しても、カリキュラム変更を適用する。

(別表3「授業料」「施設設備費」を変更)

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前の入学生に対しては、従前の学則を適用する。

(介護福祉科の定員減員)

(ソーシャルワーカー科、診療情報管理士科、医療秘書科、医療情報科、こども未来学科、社会福祉科、福祉心理学科のカリキュラム変更)

(第5条 別科 介護福祉士資格取得科、介護福祉士養成通信課程、介護職員初任者研修、介護福祉士国家試験対策の廃止)

(第9条 (教職員)の条文を変更)

(第11条(教育課程および履修方法)の別表2を変更)

(第22条(転科)の条文を変更)

(第23条(編入学)の条文を変更)

(第25条(再入学)の条文を追加)

(第30条(復籍)の条文を変更)

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前の入学生に対しては、従前の学則を適用する。

(ソーシャルワーカー科の定員減員)

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

(医療秘書科を医療秘書・事務科に学科名変更及び国際介護福祉科の新設)

(第8条(休業日)の条文を変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2を変更)

(第14条(課程修了の認定)の条文を変更)

(第15条(入学資格)の条文を追加)

(第27条(復学)の条文を追加)

(第6章 外国人学生 を追加)

(平成31年1月25日文科科学省告示第4号により第32条専門士の

称号の授与（福祉・教育専門課程 福祉心理科）の条文を変更する。
専門士の称号を授与する条文の追加（福祉心理科）については、
平成31年1月25日から適用する
（第33条（外国人学生）の条文を追加）
（第34条（表彰）の条文を追加）
（第39条（復学の場合の納付金）の条文を変更）
（第9章を 科目等履修生および聴講生 に変更）
（第42条（科目等履修生）の条文を変更）

附則

この学則は令和2年4月1日より施行する。
（第4条（学校評価）第2項の条文を変更、第3項の条文を追加）
（第5条（本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員）別表1の変更）
（第11条（教育課程および履修方法）別表2の変更）
（第26条（休学）第6項の条文を削除）
（第36条（納付金）別表3の変更）

附則

この学則は令和3年4月1日より施行する。
ただし、令和2年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。
（第5条（本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員）別表1の変更）

診療情報管理士専攻科の新設

（第11条（教育課程および履修方法）別表2の変更）
（第32条（称号の授与）医療秘書科の名称変更、医療情報科の削除）

称号の授与に関する条文の変更・削除については、
令和3年2月24日から適用する。

（第35条（懲戒）第2項 条文の変更）

ただし、上記第35条については全学生に適用する。

（第36条（納付金）別表3の変更） 入学金の変更

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。
第5条（本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員）第1項別表1の変更
第11条（教育課程および履修方法）第1項別表2を変更
（第15条（入学資格）第1項第2号の条文を変更）
（第36条（納付金）別表3の変更）

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。
但し、令和3年度以前の入学生は従前の学則を適用する。
(第11条(教育課程および授業時間数)別表2の変更)
(第19条(入学手続きおよび入学許可)条文の変更)
(第20条(保証人)条文の削除)
(第21条(保証人の変更)条文の削除)
(第35条(連帯保証人)条文の追加)
(第36条(連帯保証人の変更)条文の追加)
(第10章 雑則 の追加)
(第43条(保護者等)条文の追加)

附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。
但し、令和4年度以前の入学生は従前の学則を適用する。
(第11条(教育課程および授業時間数)別表2の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。
(第2条(名称)条文の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。
但し、令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。
(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)第1項 別表1の変更)
(第11条(教育課程および履修方法)第2項 別表2の変更)
(第34条(納付金)第1項 別表3の変更 第2項 条文の変更)
(第37条(退学および停学の場合の納付金)条文の変更)
(第38条(休学の場合の納付金)条文の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。
(第11条(教育課程および履修方法)第2項 別表2の変更)
上記の変更については令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。
(第13条(成績評価) 第15条(入学資格) 第24条(休学) 第25条(復学)
第26条(退学) 第27条(除籍) 第28条(復籍)
第30条(称号の授与) 条文の変更)
(第30条(称号の授与)の条文変更については、令和6年1月17日より施行する)

附 則

この学則は令和7年4月1日より施行する。

上記の変更については令和6年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第5条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 第1項 別表1の変更)

(第9条 (教職員) 第1項 条文の変更)

(第11条 (教育課程および履修方法) 第1項 別表2の変更)

(第34条 (納付金) 第1項 別表3の変更 第2項 条文の変更)

附 則

この学則は令和7年4月1日より施行する。

ただし、令和6年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第11条 (教育課程および履修方法) 条文の変更)

(第11条 (教育課程および履修方法) 第1項 別表2の変更)

(第14条 (課程修了の認定) 条文の変更)

(第30条 (称号の授与) 条文の変更、尚、この条文変更は令和7年1月14日から施行する)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、令和7年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第5条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 別表1の変更)

(第9条 (教職員) 条文の変更)

(第11条 (教育課程および授業時間数) 別表2の変更)

(第34条 (納付金) 第1項 別表3の変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

(第11条 (教育課程および授業時間数) 別表2 (こども保育科) の変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、第30条の規定は、令和8年4月1日以後の入学者から適用し、

施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

第11条、第14条については、令和7年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

(第4条 (学校評価) 条文の変更)

(第5条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 条文および別表1の変更)

(第11条 (教育課程および授業時間数) 条文および別表2の変更)

(第14条 (課程修了の認定) 条文の変更)

(第24条 (休学) 条文の変更)

(第27条 (除籍) 条文の変更)

(第29条(卒業)条文の変更)

(第30条(称号の授与)条文の変更)

(第34条(納付金)条文および別表3の変更)

別表1

本校の課程、学科および修業年限ならびに定員

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
介護福祉専門課程	昼	介護福祉科	2年	50	100	
商業実務専門課程	昼	A I & 診療情報管理士科	3年	20	60	
	昼	医療秘書・事務科	2年	40	80	
	昼	国際介護福祉科	1年	20	20	
福祉・教育専門課程	昼	子ども未来学科	3年	20	40	2年次・3年次のみ 在籍
	昼	子ども保育科	2年	50	100	
	昼	社会福祉科	3年	20	40	2年次・3年次のみ 在籍
	昼	福祉心理学科	3年	30	60	2年次・3年次のみ 在籍
	昼	社会福祉学科	3年	60	180	
合計				310	680	

※「子ども未来学科」「社会福祉科」「福祉心理学科」については、令和7年度入学生の卒業までとする

※社会福祉学科のコース別入学定員は、児童福祉コース50名、精神保健福祉コース5名、社会福祉コース5名とする。

別表 2

省略

別表 3

本校の入学金および授業料等

単位：円

課 程	学 科 名	入 学 金	授 業 料 (年 間)	施 設 設 備 費	教 育 充 実 費 (年 間)	実 習 費	学 校 活 動 費	
介護福祉 専門課程	介 護 福 祉 科	150,000	600,000	230,000	120,000	50,000	1年次80,000 2年次100,000	
商業実務 専門課程	AI & 診療情報管理士科	150,000	610,000	230,000	120,000	1年次30,000 2年次50,000 3年次20,000	1年次60,000 2年次40,000 3年次100,000	
	医 療 秘 書 ・ 事 務 科	150,000	600,000	220,000	120,000	1年次30,000 2年次40,000	1年次70,000 2年次60,000	
	国 際 介 護 福 祉 科	150,000	380,000	230,000	120,000			
福祉・教育 専門課程	こ ども 未 来 学 科	150,000	600,000	150,000	120,000	1年次30,000 2年次40,000 3年次40,000	1年次80,000 2年次60,000 3年次70,000	
	こ ども 保 育 科	150,000	600,000	150,000	120,000	1年次40,000 2年次50,000	1年次90,000 2年次80,000	
	社 会 福 祉 科	150,000	600,000	150,000	120,000	1年次40,000 2年次30,000 3年次50,000	1年次80,000 2年次50,000 3年次60,000	
	福 祉 心 理 学 科	150,000	600,000	230,000	120,000	2年次80,000 3年次60,000	1年次70,000 2年次40,000 3年次80,000	
	社 会 福 祉 学 科	150,000	600,000	230,000	120,000	2年次80,000 3年次60,000	1年次70,000 2年次50,000 3年次80,000	
入 学 選 考 料		30,000 (※外国人留学生については20,000)						

※教科書、各種検定受験費、研修・合宿費等は実費請求

※「こども未来学科」「社会福祉科」「福祉心理学科」については、令和7年度入学生の卒業までとする